平成 22 年 6 月 14 日 国 土 交 通 省 自 動 車 交 通 局

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正に係る意見募集について

自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」(以下「相互承認協定」という。)に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則(以下「協定規則」という。)について段階的に採用をすすめているところであり、今般、「方向指示器に係る協定規則(第6号)」などの改訂が、国連欧州経済委員会(UN/ECE)自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第149回会合において採択されたところです。

このため、我が国が既に適用している規則改訂の内容を取り入れる必要があることから「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等(平成14年国土交通省告示第619号)の一部を改正することを検討しています。

これらの改正により、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等が より一層図られることにより、効率的な車両安全対策が推進されることが期待されます。

つきましては、広く内外の関係者から、本改正に対するご意見を別紙意見公募要領のとおり募集します。

問い合わせ先

自動車交通局技術安全部技術企画課:山田、甲斐 電話 03-5253-8111 (内線 42253、42254) 03-5253-8591 (直通))

<意見公募要領>

1. 意見募集対象

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について (別紙の事項)

2. 意見送付要領

住所、氏名、職業(会社名又は所属団体名)、電話番号を明記の上、次のいずれかの方 法で送付して下さい。

(1) ファクシミリの場合

ファクシミリ番号:03-5253-1640

国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 あてファクシミリでのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

(2) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 あて 郵送でのご意見の送付の場合は別添をご参照ください。

(3) 電子メールの場合

電子メールアドレス: g_TPB_GAB_GKK_KGY@mlit.go.jp 国土交通省自動車交通局技術安全部技術企画課国際業務室 あて 電子メールでの御意見の送付の場合はテキスト形式として下さい。

3. 意見募集期限

平成22年6月14日から平成22年7月14日まで(※必着)

4. 注意事項

頂いた御意見の内容については、住所、電話番号を除き公開される可能性があることを ご承知おき下さい。(匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。) また、電話によるご意見への対応、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、予 めその旨ご了解願います。

意見提出様式例

氏名	(フリガナ)	
住所		
所属	(団体名)	(部署名)
電話番号		
電子メールアドレス		
ご意見	(ご意見)	
	(理由)	

自動車基準の国際調和、認証の相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準の細目 を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成10年に国連の「車両等の型式認定相互承認協定」(以下「相互承認協定」という。)に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則(以下「協定規則」という。)について段階的に採用を進めているところです。

今般、自動車について更なる車両安全性の向上を図るため、「方向指示器に係る協定規則(第6号)」などの改訂が、国連欧州経済委員会(UN/ECE)自動車基準調和世界フォーラム(WP29)第149回会合において採択されており、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成22年8月19日に当該改正案が発効される予定となっています。

これらを受け、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等(平成 14 年国 土交通省告示第 619 号)を改正する必要があります。

2. 改正概要

協定規則既存採用事項に伴う改正

① 方向指示器 (細目告示第59条及び別添73関係)

<u>「方向指示器に係る協定規則(第6号)」</u>の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

〇 専ら乗用の用に供する自動車及び貨物の運送の用に供する自動車に備える方向指示器に適用します。(従前と変更はありません。)

【改正概要】

○ 適用の簡素化を図るため、現状、シングルランプ(光源が1つのランプ) の最大光度と複数光源のランプ全体の最大光度を分けて規定しているも のを統合し、基準値を複数光源のランプに合わせます。

【適用時期】

- 施行日より適用します。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)
- ② 車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯(細目告示別添 58, 59, 64, 67, 70, 71 関係)

「車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び後部上側端灯に係 る協定規則(第7号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

〇 自動車に備える車幅灯、尾灯、制動灯、補助制動灯、前部上側端灯及び 後部上側端灯に適用します。(従前と変更はありません。)

【改正概要】

○ 適用の簡素化を図るため、現状、シングルランプの最大光度と複数光源のランプ全体の最大光度を分けて規定しているものを統合し、基準値を複数光源のランプに合わせます。

【適用時期】

○ 施行日より適用します。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)

③ 前部霧灯 (細目告示第 43 条関係)

<u>「前部霧灯に係る協定規則(第19号)」</u>の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

○ 自動車に備える前部霧灯に適用します。(従前と変更はありません。)

【改正概要】

- 非対称配光型灯火に適用する光度要件については、現状、2箇所では右側灯火・左側灯火個別で光度を測定し、右側灯火・左側灯火両方合わせて測定した場合の1/2の要件で、判定できることとしていますが、同様の判定ができる箇所を2箇所追加することとします。
- 〇 耐熱試験の電圧は、光源(電球式、放電灯式又は LED モジュール式)毎に異なっていますが、これを全ての光源の電圧について 13.2V 等又は製造者等の定める電圧に統一します。
- 耐熱試験に用いる光源の試験方法について、現状、規定されていない光源の慣らし点灯時間を、電球式1時間以上、放電灯式15時間以上、LEDモジュール式48時間以上とし、明確化します。

【適用時期】

○ 施行日より適用します。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)

④ 前照灯等(細目告示第42条、別添55,56関係)

「前照灯洗浄器に係る協定規則(第 45 号)」、「前照灯(放電灯式)に係る協定規則(第 98 号)」、「前照灯(電球式及び LED モジュール式)に係る協定規則(第 112 号)」及び「配光可変型前照灯に係る協定規則(第 123 号)」の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

• 前照灯

【適用対象】

〇 自動車(最高速度 20km/h 未満の自動車、除雪、土木作業その他特別な用途に使用される自動車で地方運輸局長の指定するもの、最高速度 35km/h 未満の大型特殊自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、農耕作業用小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)に備える前照灯に適用します。(従前と変更はありません。)

【改正概要】

- 耐熱試験の電圧は、光源(電球式、放電灯式又は LED モジュール式)毎に異なっていますが、これを全ての光源の電圧について 13.2V 等又は製造者等の定める電圧に統一します。
- 耐熱試験に用いる光源の試験方法について、現状、規定されていない光源の慣らし点灯時間を、電球式1時間以上、放電灯式15時間以上、LEDモジュール式48時間以上とし、明確化します。
- パッシング(追い越し合図)にのみ用いられる協定規則第98号の走行用 前照灯光源は、耐熱試験が免除されることを明確化します。

【適用時期】

○ 施行日より適用します。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)

• 前照灯洗浄器

【適用対象】

〇 自動車に備える前照灯洗浄器に適用します。(従前と変更はありません。) 【改正概要】

- 洗浄対象が配光可変型前照灯の場合、当該前照灯が標準状態(配光を変化させていない状態)で洗浄効率試験を実施することを明確化します
- 洗浄対象が配光可変型前照灯以外の前照灯であって曲線道路用配光可変型前照灯の場合、当該前照灯を標準状態で洗浄効率試験を実施することを明確化します。

【適用時期】

- 施行日より適用します。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)
- ⑤ 灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置(細目告示第 43 条から第 59 条まで、第 61 条、第 61 条の 2 及び別添 52 関係)

「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置に係る協定規則 (第 48 号)」 の改訂に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

自動車 (二輪自動車、側車付二輪自動車及びカタピラ及びそりを有する 軽自動車を除く。) に適用します。(従前と変更はありません。)

【改正概要】

- 反射器の取付高さについて、現状、900mm 以下に取り付けることとなっていますが、他のランプとの集合式の場合は 1200mm 以下とすることができることとします。
- 〇 また、側方反射器の取付高さについては、装備義務付け対象車(長さ 6m を超える普通自動車、長さ 6m 以下の普通自動車である牽引自動車及び被牽引自動車、ポールトレーラ)でないものにあっては 1500mm 以下とすることができることとします。
- 6m 以上 7m 以内の専ら乗用の用に供する自動車 (乗車定員 10 人未満のもの)に備える側方反射器又は側方灯の取付位置について、現状、車両の側面中央部に少なくとも 1 個側方反射器又は側方灯を備えるとともに、そこを起点に、その間隔が 3m 以内となるように他の側方反射器又は側方灯を備えること等となっていますが、前端から 3m 以内及び後端から車両全長の 1/3 以内に、側方反射器又は側方灯を装着すればよいこととします。
- 〇 側方照射灯の設置場所について車両外側から400mm以内の要件を廃止し、 車両中心線の左右両側に一つずつ設置すればよいこととします。

【適用時期】

- 施行日より適用します。(型式指定自動車等の新規検査時のみに適用します。)
- ⑥ その他<u>「ステアリング機構に係る協定規則(第12号)</u>などについて、形式的な改正が行われたため、国内法令も同様に改正を行います。

3. スケジュール

公布:平成22年8月中旬 予定

施行: 平成 22 年 8 月 19 日

※今回改正分のECE規則文書(原文)につきましては次を参照ください。 http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29ap_nov09.html